

第3期松山市子ども・子育て支援事業計画 ～子ども・子育て支援の推進方策等について～

(地域子育て部会)

令和6年10月1日

国の基本指針に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」以外に、以下の内容を記載する。（基本指針では、任意記載事項として位置付け）

地域子育て部会所管部分

- (1)産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- (2)こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項
 - ①児童虐待防止対策の充実
 - ②ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ③障がい児施策の充実等
- (3)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - ①仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等
 - ②仕事と子育ての両立のための基盤整備
- (4)地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項

(1)産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

<事務局案>

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や健診及び相談事業、並びに利用者支援事業(こども家庭センター)による情報提供や相談支援を実施します。

また、年度途中に育児休暇から復職する方が、保育所等への入園申し込みのため、育児休業期間を前倒しすることなく、希望する時期まで安心して育児休業を取得できるよう、保育所等の「入園予約制度」により支援します。

さらに、当事者だけでなく、企業などにも、子ども・子育て支援に関する情報の周知・普及啓発を行い、復職しやすい環境づくりの支援を行うとともに、今後も保育ニーズに応じた保育定員の確保を行います。

(2)こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項

<事務局案>

①児童虐待防止対策の充実

乳児期の各健診、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭や虐待の早期発見、早期対応に努めます。

また、こどもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の機能強化をすることにより、関係機関との連携強化を図ります。

特に、一時保護等の措置権限を有する児童相談所と密接に連携し、役割分担のもと、家庭への継続した支援を行うことで虐待の防止に努めます。

②ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

③障がい児施策の充実等

障がい児など配慮を要する子どもが日常生活する上での支援や、障がいの有無にかかわらず教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を行うとともに、関連施策を実施する中で、発達障がい等様々な障がいの早期発見、早期支援に努めます。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

<事務局案>

① 仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等

男女が協力して、働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図るとともに、企業や各種団体に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活、地域生活が両立できる制度整備について、啓発や情報提供等を積極的に推進します。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育及び児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)や、ファミリー・サポート・センター事業の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開するとともに、国や県及び関係機関と連携を図ります。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項

<事務局案>

各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図るため、関係機関の連携会議の開催等の取組を推進します。